

市長と語ろう会（一般向け）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市政に関する意見や提案などを施策に反映していくために、市長が直接市民と対話する「市長と語ろう会（一般向け）」（以下「語ろう会」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（参加対象）

第2条 誰でも参加できるものとするが、次の各号に掲げる者は、参加できないこととする。ただし、傍聴は、妨げない。

- (1) 千葉市職員
- (2) 千葉市議会議員

（実施方法）

第3条 テーマ、開催場所、日時及び参加人数等については、毎年度検討・調整のうえ定める。

2 実施時間は、おおむね1時間とする。

（参加者の募集・決定）

第4条 募集は、市政だより、ホームページ等により周知する。

- 2 参加希望者は、別に定める必要事項を記入し、申し込むものとする。
- 3 参加の可否を決定した場合は、その旨を申込者へ通知する。

（会場に入ることができない者）

第5条 次の各号に掲げる者は、会場に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定めるほか、語ろう会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（参加者及び傍聴者の守るべき事項）

第6条 参加者及び傍聴者は、会場内にあるときは、次の各号を守らなければならない。

- (1) 私語、談話等をしないこと。
- (2) 酒食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) みだりに移動したり、席を離れたりしないこと。
- (5) その他、語ろう会の秩序を乱し、又は進行の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第7条 参加者及び傍聴人がこの要綱に違反する場合は、市長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(実施内容の公開)

第8条 語ろう会については、報道機関へ公開する。

- 2 開催結果については、ホームページで公表するほか、庁内の情報共有を目的に関係局への配付を行う。

(オンラインでの実施)

第9条 語ろう会をオンラインで実施する場合も、この要綱に準じて行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、語ろう会の実施に関し必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。